

新婚
子育て
世帯
世帯

の住まいづくりを応援します!

— しあわせ実感・丸森いきいき定住促進事業 —

近年、結婚などを機に町外へ転出されるケースが多くみられ、町の少子高齢化や過疎化が進み深刻な状況をかえしています。

このため、町では新婚や子育て世帯など若者世代の町内定住を促進し、町の活性化を図るため「しあわせ実感・丸森いきいき定住促進事業」による補助金交付制度を創設しました。

民間賃貸住宅に入居したい新婚さん

新婚等世帯民間賃貸住宅家賃助成事業

補助金

入居時補助金 10万円
家賃補助金 最高1万円
(24ヶ月間)



対象・条件等

- ①新婚等世帯(※1)で新たに町内の民間賃貸住宅に入居する世帯
- ②丸森町に定住の意思があること
- ③新たに丸森町内の民間賃貸住宅(※2)(家賃月額3万円以上)に入居すること
- ④申請日現在、丸森町に住所を有すること
- ⑤市町村民税や家賃の滞納がないこと
- ⑥その他

- (※1) **新婚等世帯** 夫婦のいずれかが40歳未満又は、夫婦いずれも45歳未満の婚姻後5年を経過していない世帯
- (※2) **民間賃貸住宅** 賃貸借契約を締結して自己が居住する民間賃貸住宅(町営・県営・雇用促進住宅等を除く)
- (※3) **子育て世帯** 就学前(まだ小学校につかない)の子どもを扶養している世帯(母子・父子世帯を含む)

マイホームを取得したい新婚・子育て世帯

新婚子育て等世帯住宅取得奨励事業

補助金

- 基本補助金
新築住宅取得 100万円(中古70万円)
- 加算補助金(該当する場合に補助額加算)
土地取得加算 限度50万円(新築のみ)
(GS上滝分譲地取得の場合 100万円(被災者以外))
町内業者建築加算 50万円(新築のみ)
新規転入世帯加算 30万円

対象・条件等

- ①新婚等世帯(※1)又は子育て世帯(※3)で新たに住宅取得(中古住宅含む)する方
- ②丸森町に定住の意思があること
- ③市町村民税の滞納がないこと
- ④その他



詳しい内容については、下記にお問い合わせください。